

■茨木市中心市街地活性化協議会委員

団体・役職名		氏 名	根拠法令
F I Cベース株式会社	代表取締役	加藤 真一	法第15条第1項第1号ロ (都市機能の増進)
一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	専務理事	山本 悠介	法第15条第1項第1号イ (都市機能の増進)
茨木商工会議所	専務理事	笹井 直木	法第15条第1項第2号イ (経済活力の向上)
茨木市 都市整備部	部長	岡田 直司	法第15条第4項第3号 (市町村)
立命館大学 経営学部	教授	依田 祐一	法第15条第8項 (学識経験者)
追手門学院大学 地域創造学部	准教授	中井 郷之	法第15条第8項 (学識経験者)
茨木市商業団体連合会	会長	山田 久敬	法第15条第4項 第1号、第2号 (商業者)
株式会社ガンバ大阪 事業本部 パートナー推進部	担当部長	若林 寛章	法第15条第4項 第1号、第2号 (事業者)

(令和7年5月1日現在)